

雲南市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年度に実施した財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、同条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月25日

雲南市監査委員 坂本 偉 健
雲南市監査委員 中村 辰 眞

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

雲南市長 石 飛 厚 志

2. 通知を受けた日

令和8年3月24日

3. 監査結果に関する報告

令和7年10月27日 監第44号 財政援助団体等監査報告書

4. 措置の内容

別紙のとおり

財政援助団体等監査結果による改善措置

【監査の種類】 財政援助団体等監査

【監査の期間】 令和7年9月12日から令和7年10月9日まで

【監査結果による改善措置】

1. 監査対象団体：雲南市校長協議会

検討要望事項	所管部局	改善措置
<p>① 雲南市補助金交付要綱に基づく適正な事務処理について</p> <p>雲南市校長協議会から提出された実績報告書では補助対象経費であるかの確認が一部できない状態であったが、学校教育課は確認を行うことなく交付額を確定していた。雲南市補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）に基づく適正な審査及び事務処理の徹底に努められたい。あわせて、校長協議会に対して適宜、現地調査などを行い会計事務処理の指導、監督をされたい。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>	<p>①どの部分に補助金が充当されているか明確にするため、校長協議会に対し、全体の予算書、決算書の提出に併せ、補助金に関係した部分のみを抽出した予算書、決算書の作成・提出をもとめることとする。</p> <p>②事務処理要領の策定</p> <p>③学校を訪問しての会計監査の実施</p> <p>④支出費目の設定</p> <p>⑤個別の事業に対する補助の実施</p>

2. 監査対象団体：雲南市老人クラブ連合会

検討要望事項	所管部局	改善措置
<p>① 補助金交付要綱の見直しについて</p> <p>島根県在宅福祉事業費補助金交付要綱第3条で定める交付対象事業と雲南市老人クラブ活動等促進事業補助金交付要綱第4条第1項で定める事業の名称が一致しておらず対象事業が分かりにくくなっている。また、補助対象経費について、県補助金交付要綱では対象経費であっても市老人クラブ補助金交付要綱では対象外経費である食糧費が、市の内規上補助対象経</p>	<p>健康福祉部 長寿障がい福祉課</p>	<p>要綱を改正し、県補助金交付要綱と市補助金交付要綱の事業名称を同じにし、市補助金交付要綱の対象経費を県補助金交付要綱に準ずる形とした。（R8.4.1より適用予定）</p>

<p>費として扱われている。内規での運用を速やかに廃止し、市老人クラブ補助金交付要綱を県補助金交付要綱と整合性が図られるよう改正を検討されたい。</p>		
--	--	--

3. 監査対象団体：大原森林組合

検討要望事項	所管部局	改善措置
<p>①適正な文書管理事務について 必要な文書を誤って廃棄処分していた。雲南市事務取扱規程に基づき、適正な文書管理事務に努められたい。</p>	<p>農林振興部 林業振興課</p>	<p>雲南市事務取扱規程で定めるファイリングシステムを適切に運用するとともに、文書の引継ぎ、廃棄に関してはファイリング責任者の総括のもと、ファイリング担当者及び複数職員によるダブルチェックを徹底する等、今後同様の事案が起こらない様に努める。</p>
<p>②指定管理仕様書における「経費等の扱い」について 仕様書では指定管理受託事業の経費については、団体自体の口座とは別口座を設け管理することとなっているが、実態は同一口座で管理されている。仕様書と異なる処理ではあるが、帳簿上では適正に収支状況（セグメント情報）を管理できているため、仕様書と会計処理の実態を検証し所管部局と協議・検討されたい。 所管部局においては、会計処理の実態を踏まえ、次期指定管理者募集時には仕様書内の「経費等の扱い」について検討されたい。</p>	<p>農林振興部 林業振興課</p>	<p>今後の指定管理受託事業経費等の取扱いについては、仕様書に従い別口座で管理する方針で指定管理者と協議を行う。時期については協議の中で決定することとし、できる限り早期の改善を図る。また、このことに係る指定管理料の支払については、各種経費支払に支障が出ないように時期及び回数について検討を行う。</p>